



情答申第2号
平成29年4月26日

海津市長 松永 清彦 様

海津市情報公開審査会
会長 野瀬 徳之

公文書部分開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年2月21日付け市活第265号2で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年2月2日付け市活第250号により海津市長（以下「実施機関」という。）が行った「平成28年度姉妹都市（霧島市）訪問団の見積書依頼の起案文書及び業者選定経過書類」の部分開示の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年1月30日、審査請求人は、「平成28年度姉妹都市（霧島市）訪問団の見積書依頼の起案文書及び業者選定経過書類」を海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき公文書の開示請求を実施機関に対して行った。
- (2) 平成29年2月2日、実施機関は、請求対象の文書について、「公にすることにより当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」ことを理由に一部不開示として、開示を実施した。
- (3) 平成29年2月13日、審査請求人は本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行ったことにより、実施機関は、平成29年2月21日に当審査会に対し条例第19条に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は次のように主張している。

市合併以来本件落札業者にだけに申込みされ、今回も本件落札業者に当初から決めている理由がこの黒塗り部分である。不当な取引があったと思われてもしかたがない。隠さず全文開示すべきである。開示されても業者間に不利益を生じさせるものでない。業者間に不利益を与えているのは隠し続ける市当局なのである。

4 実施機関の説明及び不開示とした理由

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

審査請求の対象となっている公文書は、平成28年度海津市姉妹都市（霧島市）訪問団事業（以下「本件事業」という。）に係る文書である。

海津市姉妹都市訪問団事業とは、海津市姉妹都市訪問団補助金交付要綱（平成28年海津市告示第49号）に基づき実施するもので、姉妹都市との交流を通じ、友好親善と相互理解を深めることを目的として市民を姉妹都市へ派遣する費用の一部を補助する事業である。本件事業は姉妹都市である鹿児島県霧島市との友好親善を深めるため、5月25日に鹿児島県で行われた薩摩義士顕徳慰霊祭への参列及び霧島市との市民間交流を行ったもので、訪問にかかる経費のうち、補助対象経費である乗務員及び添乗員の経費並びに企画料金、車借上料、駐車場使用料、有料道路使用料及びフェリーボート自動車航送運賃等について市が補助したものである。旅行業者の選定については、複数の旅行業者から見積りを徴取した結果、本件落札業者より安価となる見積りもあったが、航空機が指定した便ではなく、代替便での見積りであった。内部で再度行程について検討を行ったが、行程の変更が不可能であったため、仕様を満たしている本件落札業者を選定した。

本件公文書で不開示としたのは、入札に参加したが落札できなかった2者（以下「当該法人」という。）の行程に必要な経費の内訳単価である。条例が情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに市の諸活動を市民に説明する責務を全うすることを目的としているため、市の支出の透明性の確保の観点から、落札事業者に承諾の上で、落札事業者の内訳単価については開示を行ったが、本来、内訳単価については、法人等の企業努力により価格設定されているものであり、公開すると競争上、利益を害するおそれがあることから、当該法人の内訳単価については、不開示とした。

また、本件情報開示に際し、当該法人に開示に関する意見照会を行ったところ内訳単価については業務上の都合を理由に不開示の申し出があった。

5 審査会の判断

実施機関は公開することにより当該法人の競争上の利益を害するおそれがあるため、不開示部分は条例第7条第3号（ア）に該当すると主張する。一方審査請求人は開示したとしても当該法人に不利益は生じないと主張する。

当審査会は、実施機関及び審査請求人双方の意見を踏まえ本件処分の妥当性について検討を行う。

（1）審査請求の対象となっている文書について

審査請求の対象となっている文書は、海津市姉妹都市訪問団事業に係る見積依頼、見積書及びその起案文書（以下「本件文書」という。）である。

実際の文書を確認したところ、本件文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であり、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと認められる。この場合の「職務」には委任を受け、若しくは補助執行として処理している事務を含むと解される他、公的な管理下にあり、複数の職員により決裁もされていることから、形式的にも実質的にも本件文書は公文書として取り扱うべきものであると判断する。

（2）本案の争点について

本件文書が公文書であるとした（1）の判断を踏まえ、当審査会は、実施機関が不開示とした情報が条例第7条第3号（ア）に該当するか否かについて判断する。

ア 条例7条第3号について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として掲げている。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の又は事業を営む個人の生産技術上のノウハウや販売上のノウハウに関する情報であって、公開することにより公正な競争関係が侵害されると認められるもの、人事、債務の内容、経営状態等の内部管理に属する企業経営上の秘密等に関する情報であって公開することにより事業活動が損なわれると認められるもの、その他公開することにより名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められるものと解されるところ、法人等の競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、その情報の内容もさることながら、当該法人等の性格、事業活動における当該情報の位置付け等を総合的に勘案し、当該情報を開示した場合に生ずる影響等について検討し、客観的な判断

を行うものとする。

イ 「単価」、「金額」及び「消費税」の項目に記載された金額

実施機関が不開示としたのは、当該法人の見積内訳の「単価」、「金額」及び「消費税」の欄である。このうち「金額」、「消費税」については、「単価」に数量や消費税率を乗じて算出するものであり、「単価」の情報を開示し他の情報と照合することにより、それらの情報も特定される。よって、当審査会では不開示情報の根拠となっている「単価」について不開示とした決定が妥当か否かについて検討を行う。

市が提出を求めた見積金額自体は、業者が行った単価の個別見積の積み上げであり、販売の意図をもって提示する価格であることから、これを公にしても直ちに販売上のノウハウや経営上の秘密が明らかになるとは認められない。一方、不開示情報とした見積書の内訳項目の「単価」については、事業者における価格体系及び価格構成が推測され、また、個別の価格設定の概要が推測される情報である。

内訳単価は、事業者固有の販売戦略に基づき算出されるもので、どの程度の利益をどの部分で確保するかという点は正に当該法人の営業、販売上のノウハウであり、秘匿性の高い情報である。それら公にすることは、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

また、内訳の項目は、バス代、宿泊・航空券代等細分化されていることから、公にすることにより、当該法人と取引先であるバス事業者、航空会社及びホテル等との事業者間の取引情報等を競合他事業者が類推することが可能となる。事業者間の取引価格は、各々の取引規模、取引期間等による信頼関係や法人の規模による力の均衡等によっても変わってくるものである。それらを公にし競合他事業者が知るところとなることは、取引先との信頼関係を低下させるものであり、ひいては以後の取引においても一定の拘束に係る事態を招くおそれがあり、当該法人の事業活動の自由、社会的評価が損なわれる可能性があることから、それらを公にすることは、以後の事業活動において競争上不利な立場に置かれることになると認められる。

よって、「単価」、「金額」及び「消費税」の項目に記載された金額は、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報と認められるので、条例第7条第3号アに該当し、不開示が妥当である。

また、審査請求人のその余の主張については、本件処分の決定に直接関係するものでなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

6 結論

以上のことから当審査会は実施機関の本件処分について冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月21日	実施機関からの諮問
平成29年 3月21日	審 議
平成29年 4月26日	結 審